

特集 秋の総代懇談会のご報告…P4

生協の「出資金」についてご案内

よどがわ生協は組合員さんの「笑顔ひろがる豊かなくらし」のため、組合員が出し合った出資金を活用して運営しています。より充実した生協になるために出資金についてご理解いただき、いっしょに生協を育てていきましょう！

「出資金」って、何？



出資金は生協の資金として、加入時に出资方式を希望しているものです。生協は1人ひとりの消費者があつまり、力を合わせて健康でより豊かな生活の実現を目指しています。組合員さん自身が出資をして、組合員さんみんなでもって利用し、組合員さんの声をもとに運営しています。

出資金は、入会金や会費・預貯金ではありません。生協の施設(支所など)や商品の開発などの元手となります。

出資金は1口1,000円で、加入時には1口以上の出資が必要です。加入後も増資への参加をお願いしています。増資には、「積立増資」と「1回だけの増資」があります。商品利用ごとに積立増資は100円単位で、1回だけの増資は1,000円単位で出資することができます。なお、1人あたり出資金の上限は100万円と定めています。

生協を脱退する場合、求めに応じて出資金を払い戻します。

※なお、生協の経営状態によっては減額される場合もあります。(今までに減額した実績はありません)

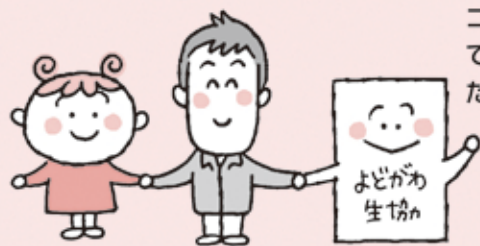


自分の出資金額を知るには、どうしたらいいの？



毎年7月頃に「出資金残高のお知らせ」を、共同購入や個配を利用している組合員さんには配送時に商品案内と一緒にお届けしています。また、夕食宅配や共済を利用している組合員さんや、利用を休んでいる組合員さんには、郵便にて発送しています。

お急ぎの場合は、登録組合員さん「本人」より下記のコールセンターまでお問い合わせください。



出資金の増資にご参加ください！

(毎週利用ごとに、100円単位ですこしずつ積み立てませんか？)



より利用しやすく充実した生協とするためにも、ぜひ増資への参加をお願いいたします。

事業や経営の結果、出資金に配当がつく場合があります。

毎年6月の「通常総代会」で剰余金処分を決定します(前年度の毎月20日の出資口数残高の平均に対して計算し、配当します)。2019年度は0.3%(源泉所得税などは別途課税)の出資配当を実施しました。

増資にご参加いただける組合員さんは

注文書(マークシート)の場合

注文書の左上に増資申込欄があるので、申し込み数を書き込んでください。

インターネット eフレンズの場合

トップページにある「増資・募金・アンケート・サービス申込み・無料パンフ」をクリックしてください。



出資金の払い戻しについて



① 脱退による払い戻しは、以下の通りです。

脱退の種類	脱退届の受付期間	出資金払い戻し日
法定脱退	毎月20日まで	翌々月末日
自由脱退	毎年12月20日まで	翌年 3月21日

●法定脱退とは、エリア外転居※、組合員死亡による脱退です。

●自由脱退とは、法定脱退以外の脱退です。

※よどがわ市民生活協の定款に定められた区域(島本町・高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・東淀川区・淀川区・西淀川区・豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)外への転居のことです。

② 出資金は預貯金とは違い、自由に出し入れができませんのでご注意ください。出資金を減らす時(減資)は規定に基づき払い戻しされます。

③ 出資金を減らす時(減資)のお願い

●減資申請時点の出資金残高が10万円以上あり、減資後の出資金残高を4万2千円以上残すこと、減資後の積立増資に参加することを希望しています。

④ その他のお知らせ

●出資金の1人あたりの上限は100万円と定めています。

●商品代金の未払いが残っている場合は、減資の払い戻し・脱退の受付はできません。

●お手続きは組合員ご本人しかできません。

お問い合わせは ▶ 大阪よどがわ市民生活協 コールセンター ☎ 0120-727-263 (月～金 9時～21時30分 土 9時～17時)



<https://www.yodogawa.coop/>

よどがわ生協 検索



よどがわ生協公式 facebook ページ

よどがわさん(大阪よどがわ市民生活協同組合)



エコアクション21
認証番号0008727

よどがわ市民生活協は環境マネジメントシステムに基づいたとくみを行なっています。